

錦台中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定
平成 29 年 3 月 31 日改定
平成 30 年 1 月 31 日改定
令和 2 年 5 月 1 日改定
令和 5 年 3 月 1 日改定
令和 6 年 2 月 2 日改訂

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

錦台中学校では、国の指針や横浜市いじめ防止基本方針に基づき、「錦台中学校いじめ防止基本方針」を策定し、子どもにかかわる全ての大人がいじめに関する課題意識を共有し、子どもたち自らも健全な集団を築く推進者であるという自覚をもって、いじめを許さない風土づくりを進めていきます。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第 2 条」にあるいじめの定義は次の通りです。

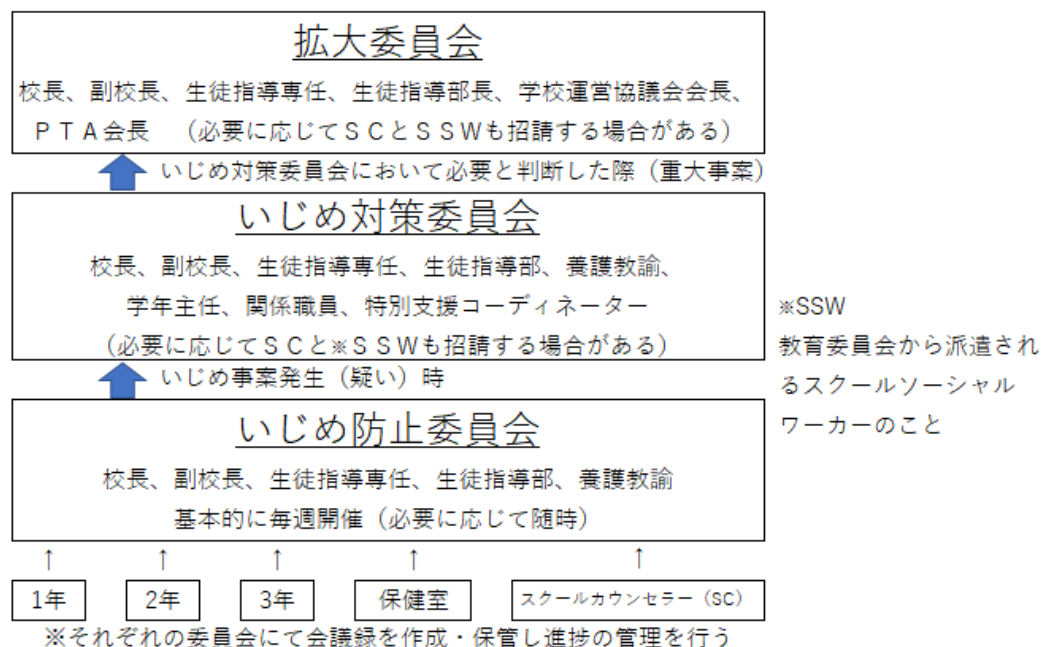
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 錦台中学校におけるいじめ防止等に向けての基本理念

- ・すべての教育活動を通して、いじめをしない心や態度を育てます。
- ・教室等への職員の適切な配置など、見守り体制を充実させ、いつでも相談できる環境作りを大切にします。
- ・「いじめと疑われる事案」が発生した場合は、迅速に対応するとともに、職員間や保護者との連携を密に行い、必要に応じて学校だけでなく警察や区役所、児童相談所等の関係機関と協力しながら対応をおこないます。

2 錦台中学校いじめ防止対策

(1) 校内組織の構成および運営



(2) 活動内容

- ア いじめの未然防止のための情報交換を行います。
- イ いじめ事案に対する指導や対応方針、「いじめ認知」についての協議や決定を行います。
- ウ 「いじめ事案」の調査（アンケート・聞き取り等）と指導支援計画立案を実施します。
- エ 被害生徒・保護者への支援を行います。
- オ 加害生徒・保護者への指導・支援を行います。
- カ 教育委員会、警察、区役所、児童相談所等の関係諸機関との連絡や連携を行います。
- キ 「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直しを行い、保護者や地域へ周知する取り組みを実施します。

3 いじめ防止及び早期発見への取組

(1) いじめの未然防止

人間関係を築く能力を養うために全ての教育活動を通して、人権教育、道徳教育、及び体験活動等の推進と充実を図ります。

(2) いじめの早期発見

- ア 教育相談活動や生活アンケート等の充実を図ります。また、相談やアンケートの結果は、随時開催するいじめ防止委員会で集約し、職員全体で生徒の実態把握に努めます。
- イ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査し、生徒や保護者と十分に聞き取りをおこなった上でいじめに当たるか否かを判断します。
- ウ 保護者、地域、関係機関との連絡、連携を密にして、生徒の家庭や地域での実態把握に努めます。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめ対策委員会での対応方針決定、記録
- イ 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ウ 保護者の協力、関係機関との連携を図ります。

(4) いじめの解消

いじめの解消については、単に謝罪や話し合いをもって安易に「解消」とすることはできないという視点に立ち、慎重に見極めます。また、いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考え、継続的な指導と支援を実施します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

(5) 教職員等への研修

法を理解し、いじめは許されるものではないという姿勢や、すべての教育活動においていじめをしない心を育てることができるよう適切な研修を行います。

(6) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や錦台中学校区学校・家庭・地域連絡協議会を活用し、いじめ等の学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

(7) 年間計画 (年間計画は毎年3月に見直し、次年度計画を立てることとする)

月	取組	種別	具体的な内容
4月	職員生徒指導研修	研修	いじめ防止基本方針の共通理解
	教育相談	面談	学級担任と全生徒が面談(含アンケート)
	家庭訪問、個別相談	面談	学級担任と保護者が面談(希望制)
	学校運営協議会	報告	現状報告 意見聴取
5月	校外行事(全学年)	啓発	体験活動での交流により人権感覚を醸成する
	アンケートの実施	調査	全市統一アンケート(記名式)を実施
6月	体育祭	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
	アンケートの実施	調査	y-p アンケートの実施
7月	学家地連総会	相談	現状報告 意見聴取
	三者面談	相談	学級担任と生徒と保護者が面談
	人権作文	啓発	全校夏季課題を全校で取組
	SOSの出し方プログラム	啓発	子供の社会的スキル横浜プログラムの実施
8月	教育相談	面談	学級担任と全生徒が相談(含アンケート)
	子ども会議	啓発	人権尊重の意欲を養う
9月	道徳	啓発	全学年共通で地域の方と一緒に道徳の授業を実施
10月	文化祭	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
11月	アンケートの実施	調査	y-p アンケートの実施
12月	アンケートの実施	調査	全市統一アンケートを実施
	感謝の木(全校道徳)	啓発	人権についての意識を養う
	三者面談	面談	学級担任と生徒と保護者が面談
	学校評価アンケート	調査	情報収集と基本方針の評価
1月	いじめ防止委員会	計画	一年間のまとめ、来年度へ向けて
	教育相談	面談	学級担任と生徒が面談(含アンケート)
2月	入学前啓発	啓発	新入生保護者説明会での説明
3月	いじめ防止委員会	振り返り	今年度の取組と来年度に向けて
通年	いじめ防止委員会の開催(原則毎週)		

※予定ですので、実施する日程や内容が変更になる場合があります。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは次の内容をさします。

<p>法 第28条第1項第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>法 第28条第1項第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>
--

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時も重大事態として対応します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。学校が調査の主体となるか、教育委員会が調査の主体となるかについて、教育委員会が判断します。

(3) 重大事態の調査

ア 拡大いじめ防止対策委員会を中核として直ちに対処するとともに、同種の事態の再発防止も視野に入れた調査を実施します。

イ 調査結果を教育委員会に報告します。

(4) 生徒・保護者への報告

学校（または教育委員会）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、経過措置を説明します。これらの情報の提供にあたっては、学校（または教育委員会）は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供します。

5 その他

(1) 学校いじめ防止基本方針の公開と配布

ア 学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表します。

イ 新入生説明会時に配布し、説明を行います。また、見直し及び改定を行った場合は、その都度告知し、内容の理解を図ります。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し

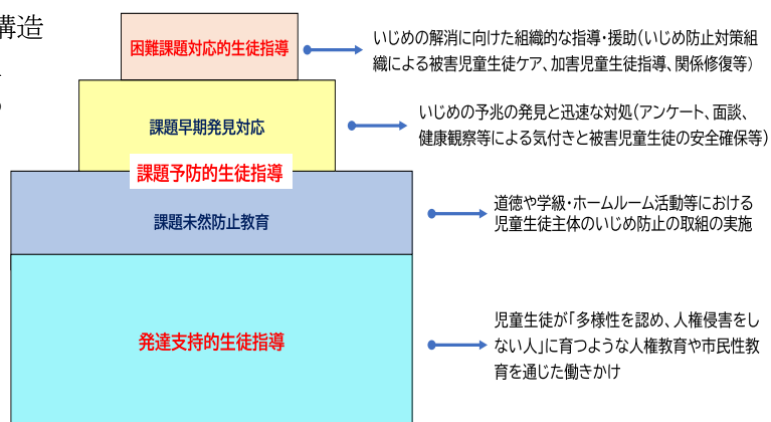
学校がより実効性の高い取組を実施するために、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即しているかについて「拡大いじめ防止対策委員会」を中心に毎年度点検し、必要に応じて見直しを図ります。

(3) 災害や感染症等に関わる指導について

学校の教育活動においては、被災された方々や感染症における行動や考え方も重要な指導項目と位置づけ、いじめにつながるような言動や行動が起こらないように適切な指導を図ります。

(4) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

令和4年12月に文部科学省が示した「生徒指導提要」第4章では、「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」が示されています。教職員はこの構造を正しく理解し、いじめの未然防止や早期発見を目指すとともに、対応を図ります。



→
「いじめ対応の重層的支援構造」の図
(生徒指導提要 文部科学省 令和4年12月)

6 参考資料

- ・「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）
- ・「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）